

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 静岡県浜松市中区旭町12-1

事業者名 遠州鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 齊藤 薫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
八幡駅	公共交通移動円滑化基準に適合させるためのバリアフリー化 (令和2年度～令和4年度)	令和2年度詳細設計実施 令和3年度工事着工

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
高齢者、障がい者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置 声掛け、見守り、情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運輸係員のサービス介助士資格取得を令和3年度までに100%とする。 ・ 駅及び乗務員により、声掛け、見守りを継続して実施。 ・ 運転指令より列車無線を使用して情報共有を行う。 	計画通り実施中

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供	ホームページにて駅施設（多機能トイレ・エレベーター・スロープの有無等）設置状況を発信する。	計画通り実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施 資格取得	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通サポートマネージャー研修の外部受講 ・ 運輸係員のサービス介助士資格取得 (令和3年度中に全員取得) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの影響により講習会中止 ・ 講習会の中止により計画より取得者数が減少した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲出	「声掛け・サポート」運動ポスターを駅へ掲出	計画通り実施中

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- ・八幡駅のエレベーター設置工事は、浜松市の基本構想に基づく公共交通特定事業として実施する。
- ・静岡県が主催する「声掛けサポーター養成事業」に今後も継続して必要な協力を行う。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて掲載

(4) その他

特になし

住 事 業 者 所 静 岡 県 浜 松 市 中 区 旭 町 12-1
 代 表 者 名 遠 州 鉄 道 株 式 有 限 公 司
 取 締 役 社 長 齊 藤 薫

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和3年3月31日現在)

鉄道事業者名	共用駅	鉄道駅の名称	路線名	所在都道府県 市町村	一日当たりの利用者数	有無 人駅 の別	公共交通 の円滑化 に適合 する 有無	段差への 対応	プラット ホームの 数	段差が 解消され ている プラット ホームの 数	エレベ ーターの 設置数	エスカ レータ ーの設 置数	その他 の機 器の 設置 数	傾斜 路 の 数	視覚 誘導 の 有無	案内 設備 の有 無	障害 者 の 利 便 性 の 有 無	障害 者 の 利 便 性 の 有 無	障害 者 の 利 便 性 の 有 無	障害 者 の 利 便 性 の 有 無	車いす 利用 者 の 利 便 性 の 有 無	転落防 止 の 設 備 の 有 無
遠州鉄道		新浜松	駅	静岡県 浜松市 中区	10,984 人	○		○	1	1	2 (2) 基	2 基	基	箇所			○	○	○	1		
遠州鉄道		第一通り	駅	静岡県 浜松市 中区	2,163 人	○			1		基	1 基	基	箇所			×	○	○	1		
遠州鉄道		遠州病院	駅	静岡県 浜松市 中区	1,611 人	○		○	2	2	3 (3) 基	1 基	基	4 (4) 箇所		○	○	○	○	2		
遠州鉄道		八幡	駅	静岡県 浜松市 中区	1,472 人	○			2		基	基	基	箇所			×	○	○	2		
遠州鉄道		助信	駅	静岡県 浜松市 中区	1,988 人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○	
遠州鉄道		曳馬	駅	静岡県 浜松市 中区	1,904 人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○	
遠州鉄道		上島	駅	静岡県 浜松市 中区	2,474 人	○	○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所	○	○	○	○	○	2	○	
遠州鉄道		自動車学 校前	駅	静岡県 浜松市 東区	1,633 人	○			1		基	基	基	箇所			×	-	○	1		
遠州鉄道		さぎの宮	駅	静岡県 浜松市 東区	1,651 人	○			1		基	基	基	箇所			×	○	○	1		
遠州鉄道		積志	駅	静岡県 浜松市 東区	1,411 人	○			1		基	基	基	1 箇所			×	-	○	1		
遠州鉄道		遠州西ヶ崎	駅	静岡県 浜松市 東区	1,342 人	○			1		基	基	基	箇所			×	-	○	1		
遠州鉄道		遠州小松	駅	静岡県 浜松市 浜北区	1,420 人	○			1		基	基	基	箇所			×	○	○	1		
遠州鉄道		浜北	駅	静岡県 浜松市 浜北区	2,578 人	○	○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	1	○	
遠州鉄道		美園中央 公園	駅	静岡県 浜松市 浜北区	1,565 人	○	○	○	1	1	基	基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	-	○	1	○	
遠州鉄道		遠州小林	駅	静岡県 浜松市 浜北区	2,132 人	○			1		基	基	基	1 箇所	○	○	○	-	○	1	○	
遠州鉄道		遠州芝木	駅	静岡県 浜松市 浜北区	1,063 人	○			1		基	基	基	箇所			×	-	○	1		
遠州鉄道		遠州岩水 寺	駅	静岡県 浜松市 浜北区	578 人	○		○	1	1	基	基	基	3 (3) 箇所		○	×	○	○	1	○	
	○	西鹿島	駅	静岡県 浜松市 天竜区	2,372 人				3	1	基	基	基	箇所			×	○	○	3		
			駅								基	基	基	箇所								
			駅								基	基	基	箇所								
		(合計) 18 駅			40,341	16 駅	5 駅	8 駅	28	14	5 5 駅 11 (11) 基	6 0 駅 10 0 基	0 駅 0 基	6 4 駅 11 (9) 箇所	6 駅	8 駅	8 駅	14 駅	20 駅	14 駅	8 駅	

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和2年度）

住 所 静岡県浜松市中区旭町12-1

事業者名 遠州鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 齊藤 薫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

移動等円滑化取組報告書（鉄道車両）

（令和2年度）

住 所 静岡県浜松市中区旭町12-1

事業者名 遠州鉄道株式会社
代表者名 取締役社長 斉藤 薫

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
2000形車両	2000形車両1編成(2両)を導入	計画通り導入

② 鉄道車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
声掛け、見守り、情報共有	駅及び乗務員により、声掛け、見守りを継続して実施 運転指令より列車無線を使用して情報共有を行う	計画通り実施中
高齢者、障がい者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	運輸係員のサービス介助士資格所有を令和3年度までに100%とする	

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供	ホームページにて駅施設（多機能トイレ・エレベーター・スロープの有無等）設置状況を発信する。	計画通り実施中

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
接遇研修の実施 資格取得	交通サポートマネージャー研修等の外部研修受講 全駅員及び乗務員、サービス介助士資格を取得 (令和3年度中に全員取得)	・新型コロナウイルスの影響により講習会中止 ・講習会の中止により計画より取得者数が減少した。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道車両の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ポスター掲出	「声掛け・サポート」運動ポスターを車内へ掲出	計画通り実施中

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・八幡駅のエレベーター設置工事は、浜松市の基本構想に基づく公共交通特定事業として実施する。 ・静岡県が主催する「声掛けサポーター養成事業」に今後も継続して必要な協力を行う。

(3) 報告書の公表方法

弊社ホームページにて掲載

(4) その他

特になし

II. 鉄道車両の移動等円滑化の達成状況

(令和3年3月31日現在)

鉄道の種類	事業の用に供している編成数 (両)	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した編成数 (両)	車椅子スペースの数が公共交通移動等円滑化基準省令の規定を満たしている編成数	便所のある編成数	便所のある編成のうち車いす対応型便所のある編成数	案内装置のある編成数	車両間転落防止設備のある編成数
普通鉄道(その他)	14 28 編成 (両)	7 14 編成 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	14 編成	14 編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
	編成 (両)	編成 (両)	編成	編成	編成	編成	編成
(合計)	14 28 編成 (両)	7 14 編成 (両)	14 編成	0 編成	0 編成	14 編成	14 編成

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

<p>(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。</p>	
<p>(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。</p>	○